

【 麻 酔 】

793 橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「6」前腕骨骨内異物除去術時の神経ブロック併施加算の算定について

《令和8年2月27日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い（変更前）

橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕に神経ブロック併施加算^{※1}の算定は、原則として認められない。

（※1） L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の告示「注9」神経ブロック併施加算「イ」別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合」

○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の神経ブロック併施加算（厚生労働大臣が定める患者）（イ）の対象については、厚生労働省告示^{※2}及び厚生労働省通知^{※3}において示されている。

橈骨遠位端骨折に対する骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕に硬膜外麻酔を実施する必要性は低いと考える。

以上のことから、橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕に神経ブロック併施加算の算定は、原則として認められないと判断した。

（※2） 特掲診療料の施設基準等

第十二の二 麻酔

一の二 神経ブロック併施加算のイの対象患者

手術後の疼痛管理を目的とした硬膜外麻酔が適応となる手術を受ける患者であって、当該麻酔の代替として神経ブロックが必要と医学的に認められるもの

（※3） 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(18) 神経ブロックを超音波ガイド下に併せて行った場合は、「注9」に掲げる点数を所定点数に加算する。この際、硬膜外麻酔の適応となる手術（開胸、開腹、関節置換手術等）を受ける患者であって、当該患者の併存疾患や状態等（服用する薬により硬膜外麻酔が行えない場合を含む。）を踏まえ、硬膜外麻酔の代替として神経ブロックを行う医学的必要性があるものに対して実施する場合は「イ」に掲げる点数を、それ以外の患者（硬膜外麻酔の適応

とならない手術を受ける患者を含む。) に対して実施する場合は「ロ」に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。なお、「イ」の加算を算定する場合は、硬膜外麻酔の代替として神経ブロックを行う医学的必要性を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

○ 取扱い（変更後）

橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「6」前腕骨骨内異物除去術に神経ブロック併施加算^{※1}の算定は、原則として認められない。

(※1) L008 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔の告示「注9」神経ブロック併施加算「イ 別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合」

○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

L008 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔の神経ブロック併施加算（厚生労働大臣が定める患者）（イ）の対象については、厚生労働省告示^{※2}及び厚生労働省通知^{※3}において示されている。

橈骨遠位端骨折に対する骨内異物（挿入物を含む。）除去術「6」前腕骨骨内異物除去術に硬膜外麻酔を実施する必要性は低いと考える。

以上のことから、橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「6」前腕骨骨内異物除去術に神経ブロック併施加算の算定は、原則として認められないと判断した。

(※2) 特掲診療料の施設基準等

第十二の二 麻酔

一の二 神経ブロック併施加算のイの対象患者

手術後の疼痛管理を目的とした硬膜外麻酔が適応となる手術を受ける患者であって、当該麻酔の代替として神経ブロックが必要と医学的に認められるもの

(※3) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(18) 神経ブロックを超音波ガイド下に併せて行った場合は、「注9」に掲げる点数を所定点数に加算する。この際、硬膜外麻酔の適応となる手術（開胸、開腹、関節置換手術等）を受ける患者であって、当該患者の併存疾患や状態等（服用する薬により硬膜外麻酔が行えない場合を含む。）を踏まえ、硬膜外麻酔の代替として神経ブロックを行う医学的必要性があるものに対して実施する場合は「イ」に掲げる点数を、それ以外の患者（硬膜外麻酔の適応

とならない手術を受ける患者を含む。) に対して実施する場合は「ロ」に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。なお、「イ」の加算を算定する場合は、硬膜外麻酔の代替として神経ブロックを行う医学的必要性を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。